

2023（令和5）年5月31日

要 請 書

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

生活保護基準引下げ違憲訴訟千葉原告団・弁護団
生活保護基準引下げ取消訴訟静岡原告団・弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ（保護変更決定処分）の取消し等を求め、生活保護利用者が自治体等を被告として提起した訴訟において、2023年5月26日に千葉地方裁判所民事第3民事部（内野俊夫裁判長）が、同年5月30日に静岡地方裁判所民事第2部（菊池絵里裁判長）が、相次いで原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

全国29地裁で30の同種訴訟が提起され、これまでに21地裁で判決が言い渡されているが、大阪地裁、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁、宮崎地裁、青森地裁、和歌山地裁、奈良地裁、さいたま地裁に続く10例目、11例目の認容判決であり、これで11勝10敗と原告側の勝ち越しとなった。同年4月14日、大阪高裁第1民事部が、初の控訴審判決において、原審大阪地裁の認容判決を取消す逆転棄却判決を言い渡した影響を一切受けることなく、連続して認容判決が言い渡されたことが持つ意味は重い。2022年5月の熊本地裁判決以来、地裁レベルでは原告の10勝2敗で潮目の変化は最早揺るぎなく、大阪高裁判決の特異性が際立つ結果となっている。

千葉地裁及び静岡地裁は、国が、専門家による審議検討を経ずに行った「デフレ調整」について、平成20年を起点とする合理的理由が示されず、生活扶助相当CPIという独自の計算によって被保護世帯の消費の実態とはかけ離れた物価下落率が算定されたこと等について十分な説明がなされているとはいえないことから、厚生労働大臣の判断が、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法3条及び8条2項に反し違法であると判断した。

これらの判断は、過去の認容判決同様、裁判所が厚生労働大臣の恣意的な判断を許さないとの厳しい態度を示したものであり、憲法25条1項の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障するという点において極めて重要な意味を持つものである。

格差と貧困が拡大固定化する中、各地で請求認容判決が相次ぎ、11地裁に至っていることそれ自体が、ナショナルミニマム（国民的最低限）への信頼が大きく損なわれていることの紛れもない証左である。既に最初の引下げから10年以上が経過し、生活に大きな打撃を受けた生活保護利用者の救済は急務であり、また、国の信頼回復にも一刻の猶予もないというべきである。

私たちは、国の違法を厳しく断罪したこれら判決をふまえ、以下のとおり要請する。

記

- 1 各地の被告自治体に控訴しないよう指導し、2013年8月の引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すとともに、違法に保護費を下げられた生活保護利用者らに真摯に謝罪すること。
- 2 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 3 コロナ禍と物価高の影響で生活保護の役割が高まっている状況に鑑み、制度の広報、申請権保障、扶養照会の廃止、補足性の原理緩和等を通じてその積極的活用を促すこと。

以上